里親等委託の推進について

東京都児童福祉審議会提言

令和８年１１月２日

東京都児童福祉審議会

８東児福第５５号
令和８年１１月２日

東京都知事
小池　百合子　殿

東京都児童福祉審議会
委員長　大竹　智

里親等委託の推進について

本審議会は、標記の件について検討を重ねてきた結果、別紙のとおり意見を取りまとめたので、児童福祉法第８条第４項の規定に基づき提出する。

里親等委託の推進について

目　次

はじめに‥‥‥

４　ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進
【提言⑬】児童相談所の体制強化・・３２
【提言⑭】里親等委託の促進のための DX 推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

おわりに・・３５

参考資料・・３７

はじめに

○　都内では、虐待や、実親による養育が困難などの理由により、公的責任において社会的に養育することを必要とする子供の数が、約 4,000 人で推移している。

○　こうした子供たちが健やかに育ち自立できるよう、都は、令和７年３月に新たな「東京都社会的養育推進計画」を策定し、子供と家庭を支える取組を推進していくこととしている。

○　計画では、「家庭養育優先原則*1」と「パーマネンシー保障*2」の考え方に基づき、子供が権利の主体であることを踏まえ、本人の意向を尊重しながら、代替養育を必要とする子供を家庭と同様の環境で養育することを目指している。社会的養護を必要とする子供のうち、家庭養護である里親及びファミリーホーム（以下「里親等」という。）に養育される子供の割合を示す「里親等委託率」については、令和 11 年度までに 37.4%とすることを目標としている。また、実親による養育が望めず、他に養育できる親族等がいない児童については、特別養子縁組を検討することとしている。

○　こうした認識のもと、令和７年７月、都は、東京都児童福祉審議会に里親等委託の推進について審議する専門部会を設置した。専門部会では、里親等委託の推進に向けた現状と課題を確認した上で、計画に掲げた取組の方向性を具体化し、施策を更に充実させるため、令和７年度及び令和８年度の２か年にわたり検討を行ってきた。

○　本審議会は、これまでの検討の成果を踏まえ、子供の最善の利益の実現を第一に、社会的養護における家庭養育を一層推進するため、里親等委託の推進に向けた具体的な方策を提言する。

＊１　家庭養育優先原則：地方公共団体は、子供が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされている。（児童福祉法第３条の２第１項）

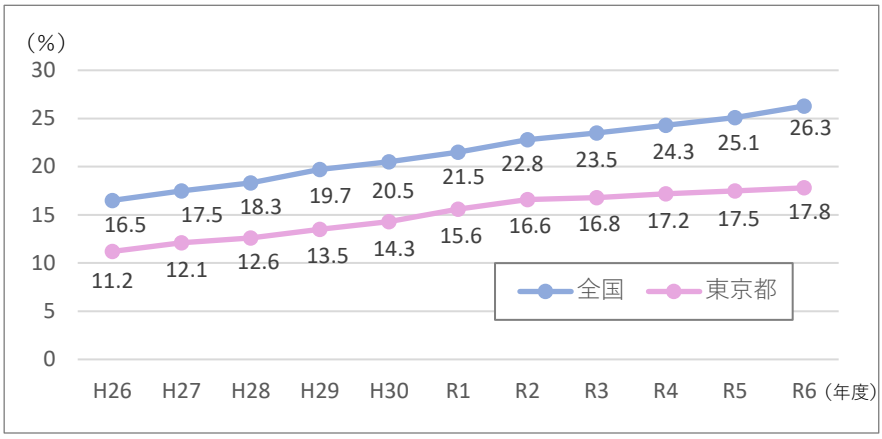
＊２　パーマネンシー保障：永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

第１章　里親等委託の現状

１　里親等委託率・委託児童数の推移

（１）里親等委託率の推移

○　都内における里親等委託率は上昇傾向にあるが、全国平均よりは低く推移している。



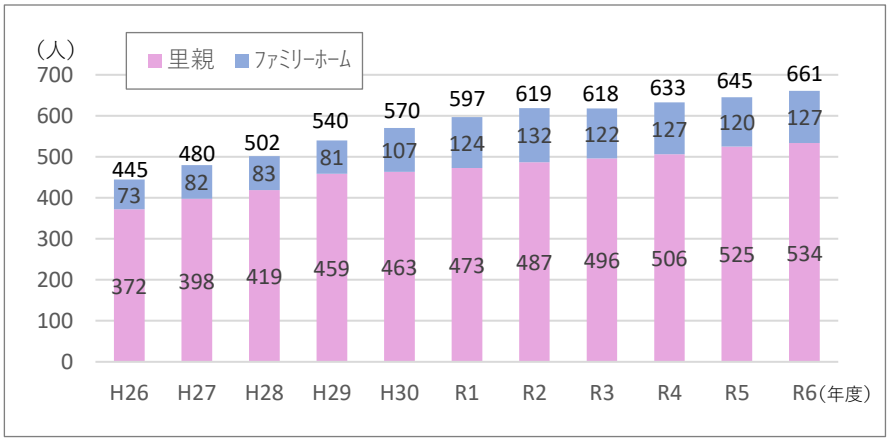
全国：厚生労働省「福祉行政報告例」 東京都：福祉局調べ

※各年度末時点、都区合計

※　「里親等委託率」とは、代替養育を必要とする児童数に占める里親・ファミリーホーム委託児童数の割合をいう。

（２）里親等委託児童数の推移

○　都内における委託児童数は、増加傾向にあるが、伸びは緩やかに推移している。



福祉局調べ

※各年度末時点、都区合計

2　登録家庭数・委託児童数の状況（令和６年度末現在）

○　里親制度の種別ごとの登録家庭数、委託家庭数、委託児童数は、以下のとおりである。

種別	登録家庭	委託家庭	委託児童	
養育家庭	822	404	459	要保護児童を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する里親として登録された家庭
専門養育家庭	19	5	5	専門的ケアを必要とする要保護児童を、一定期間養育する里親として登録された家庭
親族里親	18	18	24	死亡、行方不明などにより両親等保護者の養育が望めない場合に、祖父母等の親族が里親となりその児童を養育する家庭
養子縁組里親	443	46	46	要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として登録された家庭
里親登録数計	1,302	473	534	
ファミリーホーム	（ホーム数）30	ー	127	養育家庭等の一定経験のあるものが、自宅で5人又は6人の児童を養育する事業

※特別区の登録家庭数、委託家庭数、委託児童数を含む。
※専門養育家庭 19 家庭は、養育家庭としても登録している。
※養子縁組里親 443 家庭のうち 95 家庭は、養育家庭としても登録している（二重登録）。

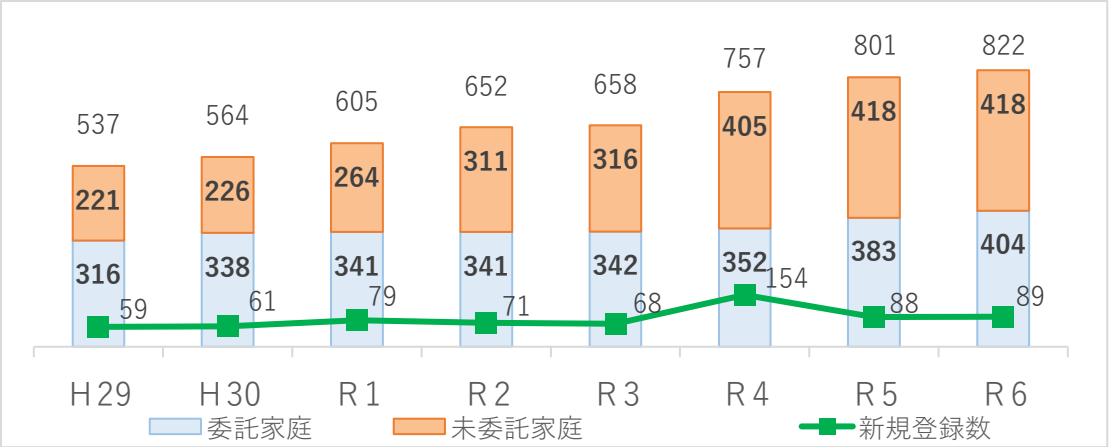
3　現状分析

（１）養育家庭の状況

ア　委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

○　登録家庭数は着実に増加する一方で、委託家庭数の伸びは緩やかに推移している。

○　未委託家庭数は増加している一方、一部でマッチングが進まない現状がある。



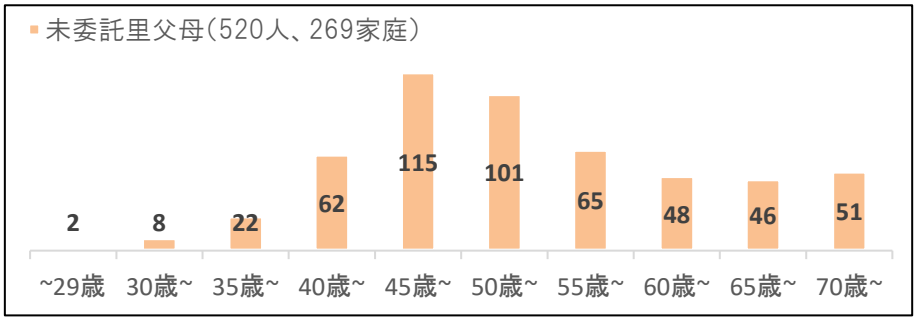
福祉局調べ（※各年度末時点、都区合計）

イ　登録者の年齢、就労状況

○　未委託家庭、委託中家庭共に、40 代後半から 50 代が多数を占めており、続いて 60 代前半が高い割合を占めている。

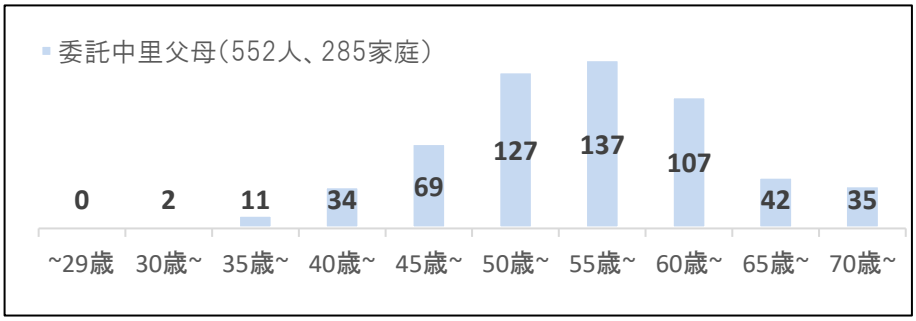
○　未委託家庭、委託中家庭共に、共働き家庭の割合が高くなっており、特に未委託家庭は、7 割以上が共働き家庭となっている。

▣養育家庭登録者の年齢（未委託家庭）



福祉局調べ（※令和 6 年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

▣養育家庭登録者の年齢（児童を受託中の家庭）



福祉局調べ（※令和 6 年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

▣養育家庭登録者の就労状況

（単身者除く）	未委託 251 家庭	委託中 273 家庭	合計 524 家庭
片働き又は無職	67 家庭	96 家庭	163 家庭
共働き	184 家庭(73%)	177 家庭(65%)	361 家庭(69%)

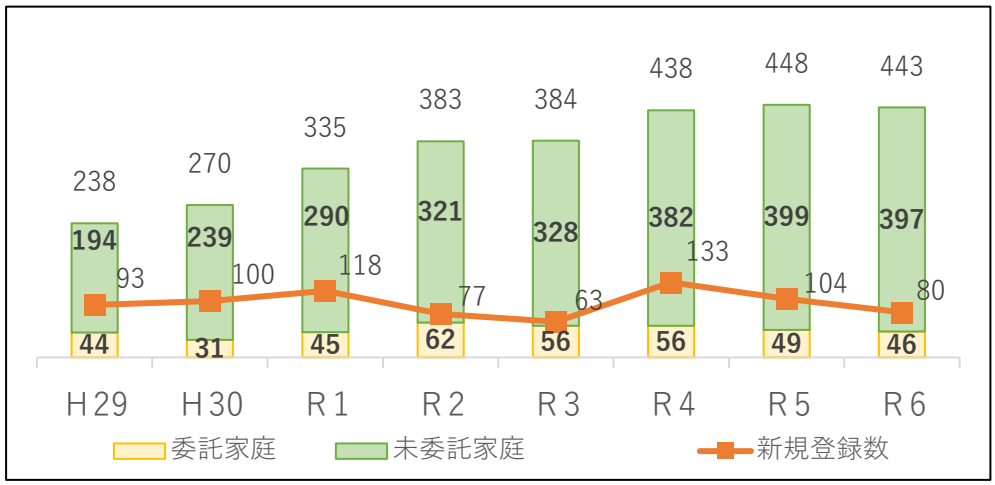
福祉局調べ（※令和 6 年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

（2）養子縁組里親の状況

ア　委託家庭数、未委託家庭数、新規登録家庭数の推移

○　毎年 100 家庭程度の新規登録があり、登録家庭数は増加傾向にある。

○　一方で、養子縁組里親委託候補児童数には大きな変動はなく、委託家庭数は 50 件程度で推移しており、未委託家庭が増加傾向にある。



福祉局調べ（※各年度末時点、都区合計）

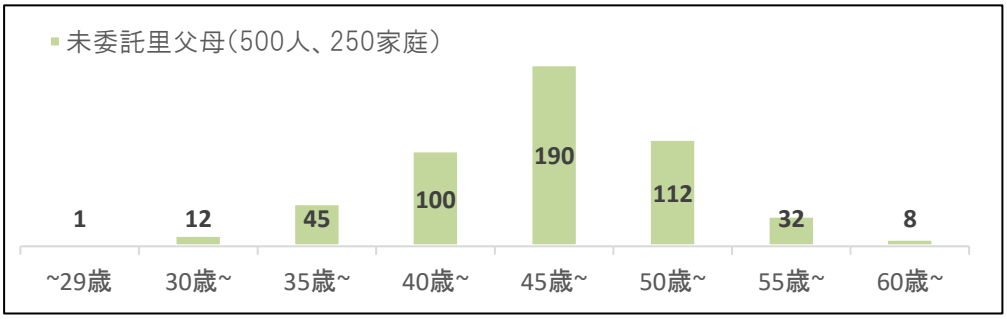
イ　登録者の年齢、就労状況

○　未委託の養子縁組里親登録者の年齢は、40 代から 50 代が大半を占めている。

○　現役世代が中心であり、共働きの比率が高くなっている。

○　養子縁組里親委託候補児童が成人に達するまでの期間を考慮すると、高齢夫婦へのマッチングは限定的となっている。

▣養子縁組里親登録者の年齢（未委託家庭）



福祉局調べ（※令和 6 年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

▣養子縁組里親登録者の就労状況

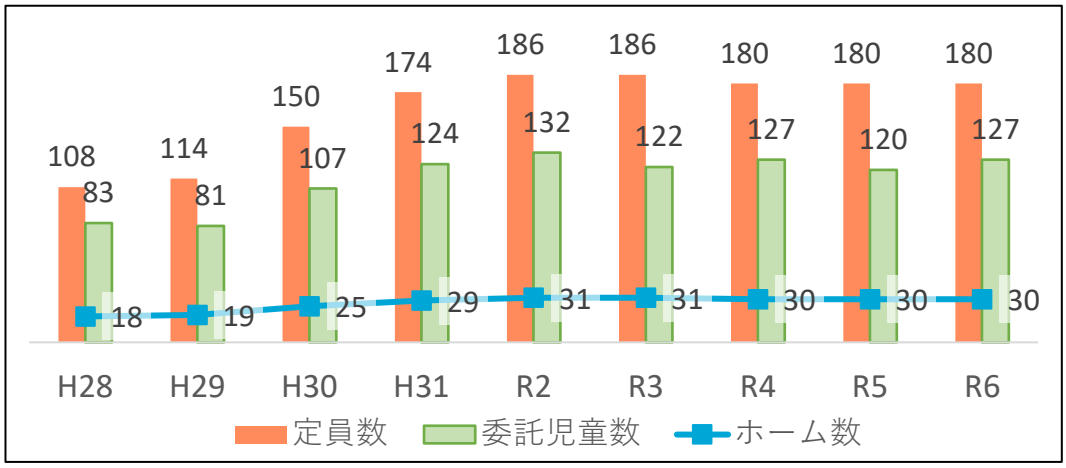
	未委託 250 家庭
片働き又は無職	41 家庭
共働き	209 家庭(84%)

福祉局調べ（※令和 6 年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

（３）ファミリーホームの状況（定員数、委託児童数、ホーム数の推移）

○　定員６人に対し、各ホームの平均受託児童数は４人程度で推移している。

○　新規開設がある一方で廃止もあり、令和８年 10 月現在のファミリーホーム数は、26 ホームに減少している。令和７年度以降５ホームが廃止しており、うち４ホームは法人型ファミリーホームから児童養護施設のグループホームへの転換による。

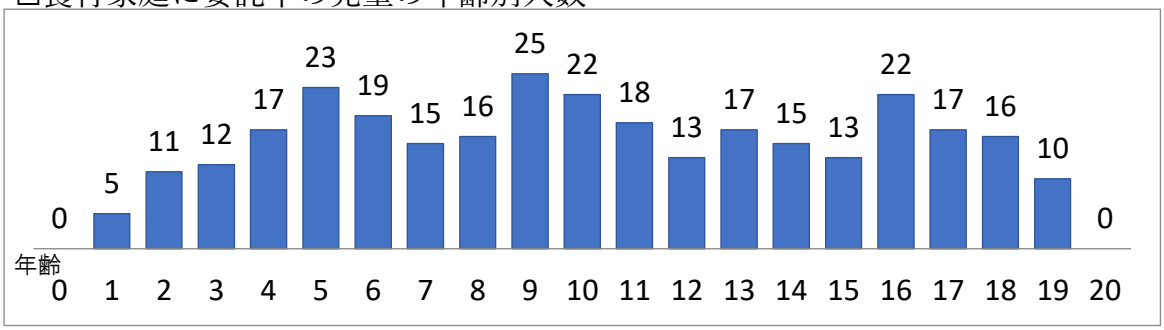


福祉局調べ（※各年度末現在、里親型・法人型合計、都区合計）

（４）養育家庭に委託中の児童の年齢等（令和６年度末）

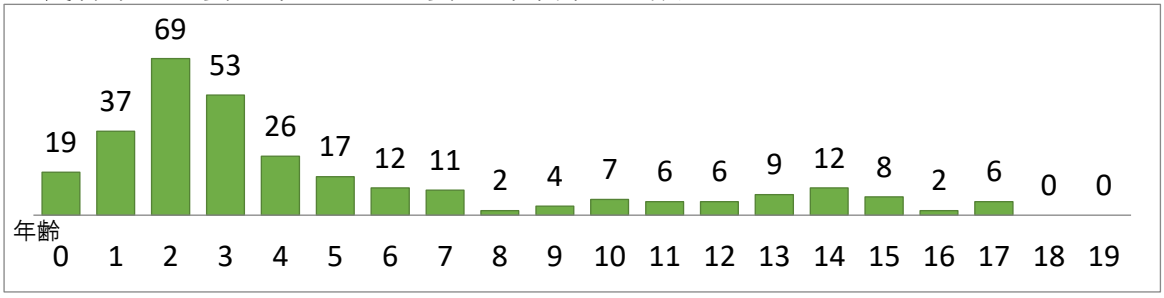
○　養育家庭に委託中の児童について、現在の年齢別人数では、概ね均等に分布しているが、委託時点では、乳幼児期から就学前までが多くなっている。

▣養育家庭に委託中の児童の年齢別人数



福祉局調べ（※令和６年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

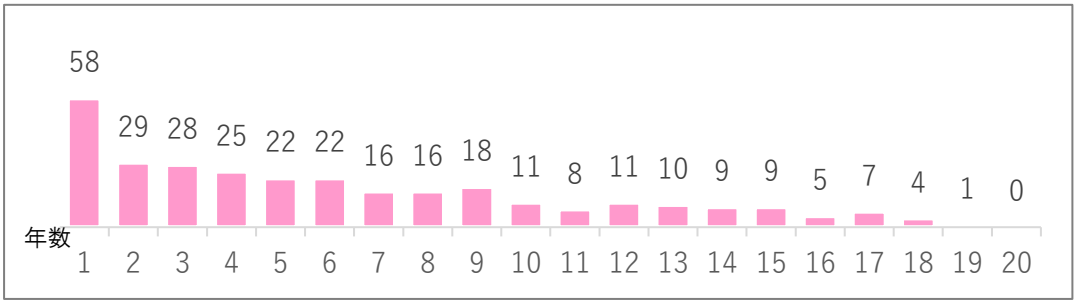
▣養育家庭に委託中の児童の委託時年齢別人数



福祉局調べ（※令和６年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

○　養育家庭に委託中の児童について、措置年数別に見ると、１年目が最も多く、２年目以降、年数が増えるごとに少なくなっている。

▣養育家庭に委託中の児童の措置年数（里親家庭での養育年数）別人数



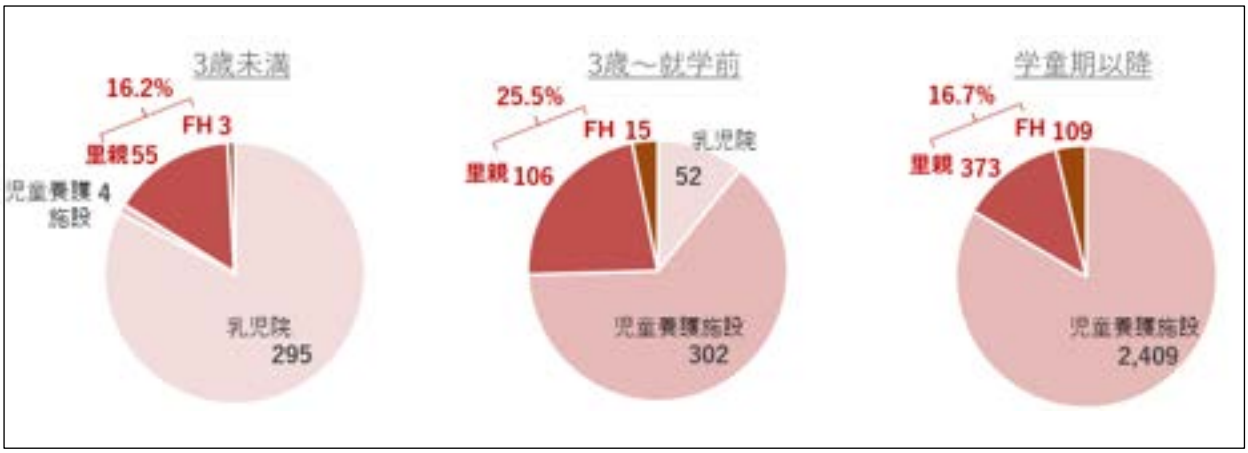
福祉局調べ（※令和６年度末時点、特別区分を含まず東京都分のみ）

（５）年齢区分別　里親等委託率（令和６年度末）

○　３歳未満の児童の里親等委託率は低く、代替養育を必要とする児童のうち、約 85%が乳児院に入所措置されている。

○　３歳から就学前の児童の里親等委託率は、他の年齢層に比較して高い水準にある。

○　学童期以降の児童の里親等委託率は、再び低くなっている。



福祉局調べ（※令和 6 年度末時点、都区合計）

第２章　里親等委託の推進における課題

○　子供は、家庭において健やかに養育されることが原則である。しかし、虐待や、実親による養育が困難であるなど様々な事情により、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づき、まずは親族による養育や、養子縁組里親、養育家庭、ファミリーホームなど、家庭と同様の養育環境での養育を検討することが求められる。

○　本章では、こうした考え方のもとで里親等委託を推進するに当たっての課題を、制度運営、里親への支援、児童への支援、児童相談所におけるソーシャルワークの４つの観点から整理する。

１　養育者の確保等に向けた制度運営上の課題

（１）養育者の確保

○　代替養育が必要な児童の年齢や背景、状況は様々であり、里親等への委託を促進するためには、様々なニーズに対応できる里親の開拓と育成が必要である。

○　社会的養護における家庭養育を推進するため、都は、里親制度の普及啓発により、制度理解と養育者の確保に向けた取組を進めている。今後は、養育家庭等への登録が一層拡大するよう、里親になる可能性を秘めているが制度を十分に認知していない、又は関心は抱いているが登録の意思は明確ではないなどの潜在層への働きかけの強化が求められている。

○　また、都市部では親族との同居や近居が必ずしも一般的ではなく、親族からの支援を得にくい家庭もあり、都においては、全国の他の地域と比較して、親族里親数が限られている。

　一方、代替養育を必要とする児童の支援に当たっては、親族等による養育の可能性も検討する必要がある。また、親族が既に養育をしている場合でも、行政の支援を必要としている家庭もあることから、親族里親[*3]や養育家庭（親族）[*4]の制度が活用できるケースに関して、取組を進めていく必要がある。

＊３　親族里親：要保護児童の両親等保護者が養育できない場合、扶養義務者である親族（祖父母等）が、里親制度によらず当該児童を養育すると経済的に困窮してしまうときに里親として養育する制度

＊４　養育家庭（親族）：民法上の扶養義務がないおじ・おば等が里親（養育家庭）として養育する制度

○　ファミリーホームについても、家庭養護の受入先として確保していく必要があるが、近年の設置数減少や運営上の課題を踏まえ、その役割や支援体制の検討が求められる。現在、国のこども家庭審議会の専門委員会においても検討が進められていることから、その動向も注視する必要がある。

○　なお、ファミリーホームのように家庭養護における受入れ人数を広げる視点からは、施設と密接に連携した里親家庭の類型も構想することが可能であり、検討する必要がある。

○　里親等が児童を養育していく上では、適切な養育環境についても確保が求められる。世帯の人数に応じた住居の床面積や、児童の年齢・性別等に応じた居室数が必要である。

　里親の登録に際しては、法令等に基づいて、経済水準や住居等、養育環境が確保されていることを確認することとなっている。また、ファミリーホームの開設に当たっても、養育者や住居等の要件が定められている。

○　児童の養育のために必要な費用として、一般生活費や教育費等の事業費に加え、養育家庭には里親手当が支払われ、ファミリーホームには人件費や建物の賃借費等に相当する事務費が支払われている。都においては、大都市の物価水準等も踏まえて、一般生活費や教育費等の独自の加算も行っており、令和8年度にも拡充が図られたことは重要である。

○　こうした制度により、今後も、委託可能な養育者と適切な養育環境を確保していくことが必要である。

（2）未委託家庭への委託促進

ⅰ　養育家庭の養育力の向上支援

○　新規の里親登録は毎年一定数あり、養育家庭、養子縁組里親ともに登録家庭数は増加傾向にあるが、里親等に委託される児童数の伸びは緩やかであり、委託を受けていない家庭は増加している。

○　養育家庭は登録家庭の約半数が未受託となっているが、短期の里親委託、一時保護委託、レスパイト・ケア*5の受入れや、他の里親への支援など、様々なニーズに対して里親の活動は多様化している。

＊5　レスパイト・ケア：委託児童を養育している里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助

○　一方、長期の里親委託を受け入れる意向のある養育家庭と児童とのマッチングが成立しないなど委託が進まない理由の一つとして、養育経験が不足していることにより養育力に不安があることなどが挙げられる。その背景として、多様なケアニーズのある児童を受け入れられるよう、未受託の里親への継続的支援やアセスメントが十分でないことが考えられる。

○　多様なケアニーズのある児童への委託を推進するためには、研修等による知識の習得に加え、里親が実際に児童と関わる経験を積み、養育に対する理解や自信を深める機会を確保することが重要である。

ii　養子縁組里親への養育家庭としての委託促進

○　養子縁組里親については、登録家庭数が増加傾向にある一方、養子縁組候補児童の数が限られていることもあり、児童を受託している家庭は登録家庭の１割程度に留まっている。

○　近年では、児童により多く家庭養育の機会を提供するため、養子縁組里親に対して養育家庭としての委託ができるよう、養子縁組里親と養育家庭の両方に登録する二重登録の運用を行っている。

○　しかし、養育家庭に登録した養子縁組里親が受託を希望する児童の年齢等と委託候補児童の年齢等の条件が合わず、候補児童が提示されてもマッチングに至らない場合も見られる。

iii　フレンドホーム制度の活用促進

○　施設で生活する児童についても、家庭生活を体験する機会を確保し提供するためにフレンドホーム*6制度がある。

○　現在は施設単位での運営となっており、児童相談所による広域での利用調整や積極的な登録勧奨もないため、施設が近隣にフレンドホームを確保できないことや、フレンドホーム制度に関心を抱く可能性のある家庭が施設への申込に至らないことがあり得る。

○　児童の家庭体験の機会の拡大に加え、未受託の里親が児童との関わりを通じて養育経験を積む機会を確保し、将来的な里親等委託の推進につなげる観点も踏まえ、フレンドホーム制度の活用について検討する必要がある。

＊６　フレンドホーム：学校の休業期間などを活用して、児童養護施設等の入所児童が家庭生活を体験するための制度（法令に基づく里親制度ではない。他府県では「週末里親」「季節里親」等の名称で実施）

ⅳ　ショートステイを活用した里親登録等

○　区市町村が実施するショートステイでは、協力家庭*7が児童の受入先の一つとなっている。協力家庭として児童を受け入れることは、未受託の里親にとって、実際に児童と関わる経験を積み、養育スキルを高める機会となる。加えて、措置解除後も元里親が、里親としての経験を生かし、協力家庭として元措置児童も含めて児童を受け入れることで、地域で児童や家庭を継続的に支えることにもつながり得る。

○　また、里親登録をしていない協力家庭にとっても、児童を受け入れた経験は里親制度への関心を高め、里親登録を考えるきっかけとなり得る。

○　しかし、里親登録家庭の中には協力家庭に登録し、受入れ意向を示す家庭もあるが、実際に児童が預け入れられる例は一部にとどまっており、また、協力家庭としての経験を里親登録につなげる取組も十分とは言えない。このため、協力家庭と里親制度とのつながりを強化する取組が求められる。

＊７　協力家庭：区市町村が実施する子育て短期支援事業（ショートステイ）の受入先となる家庭

２　里親への支援上の課題

（１）里親制度に対する社会全体の理解と地域における支援体制の確保

○　社会的養育を進めることへの社会の理解を促し、養護を必要とする約 4,000 人の児童に対して、家庭養育の環境を確保するため、都は里親制度の普及啓発を強化し、制度理解と養育者の確保に向けた取組を進めている。

○　共働き家庭が大半を占める中、里親が児童の養育と仕事を両立できるよう、休暇制度の充実など様々な配慮が求められる。そのためには、企業等を含む社会全体で里親制度への理解を深めていくことも重要である。

○　共働き世帯も多く、また親族等の支援も得にくい中、多くの子育て家庭が、区市町村や民間が提供する様々な子育てサービスを利用しながら、子育てを行っている。

○　里親家庭においても、様々な子育て支援サービスを利用できるよう地域からの支援が必要であるほか、多様な児童の養育を行う里親家庭に対しては、里親が養育の悩み等を夜間や休日でも相談できる支援体制が求められる。

（２）専門的・継続的な支援体制の確保

ⅰ　専門的支援体制の拡充

○　ケアニーズの高い児童など、児童のニーズによっては、養育家庭において専業で養育に当たることが望ましい場合もある。しかし、共働き家庭が多数を占める中、専業での養育を可能とする支援体制は十分に確保されていない。

○　乳児院や児童養護施設は、代替養育を必要とする児童の養育に関する専門機関として、地域の里親支援における重要な役割を担っており、家庭養育の担い手の確保やその支援の充実に向けて、こうした施設の人材がもつ専門性や経験を、一層活用していくことが求められる。

ⅱ　継続支援のための体制の確保

○　里親等委託の推進に当たっては、委託がゴールではなく委託後の養育の安定に資する継続支援こそが重要である。不調による度重なる養育者の変更を避けるためにも、委託後の養育、自立支援などに係る継続支援の視点が欠かせない。

○　チーム養育体制について、児童相談所、フォスタリング機関*8、乳児院、児童養護施設等の関係機関の機能と役割を改めて確認し、その機能を充実するため、人材確保・定着・育成により、経験やノウハウを蓄積していくことが重要である。

○　里親や委託児童が相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親支援を提供できるよう、令和６年４月に施行された改正児童福祉法で制度化された里親支援センター*9の設置に向けた検討を含め、研修や継続支援のための体制の確保が重要である。

○　特別養子縁組の家庭に対しては、縁組成立後の一定期間、児童相談所が助言等の支援を行うが、その後は他の子育て家庭と同様に地域の子育てサービス等の支援を受けることとなる。しかし、養親子が自ら支援を求めることが難しい場合もあることから、支援機関とのつながりも保ち、成長段階や課題の変化に応じて必要な支援につなぐ体制が重要である。

＊８　フォスタリング機関：里親のリクルートや里親に対する研修、委託中の養育への支援並びに里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を委託事業として行う。

＊９　里親支援センター：児童福祉施設として、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う。

3　児童への支援上の課題

（1）ケアニーズの高い児童の増加

○　被虐待経験や発達障害等により、情緒面・行動面で課題を抱え、心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童が増えており、経験を積んだ専門人材が専門性の高いケアを行う施設での養育が望ましい児童も一定数存在する。

○　一方、里親の養育力向上のための取組とともに、社会的養護における地域の拠点となる施設の機能も活かして地域で気軽に相談ができるバックアップ体制を構築することなどにより、里親家庭での受入れが広がる可能性もある。そのため、親子に寄り添った支援について、どのように提供していくべきか、検討が求められる。

○　また、虐待によるトラウマや愛着障害等の課題を抱え、専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童については、チーム養育体制の中で、各関係機関がどのように方針や情報を共有し、連携することができるかが、より一層重要な課題となる。

○　専門的な支援を必要とする児童も家庭と同様の環境で受け入れられるよう、養育者や地域の支援体制を確保し、マッチングを実現するための方策を検討する必要がある。

（2）子供の意見・意向の尊重

○　子供が権利の主体であることを踏まえて、委託児童一人ひとりの意見を丁寧に聴き、意向を十分に尊重した養育や支援について、検討が求められる。

○　また、里親家庭においては、委託児童だけではなく里親家庭の実子も生活を共にする当事者である。実子は家庭環境の変化に伴い様々な思いや悩みを抱える場合もあることから、実子の意見や意向にも十分配慮し、里親家庭全体を支える視点に立った支援が求められる。

（3）施設入所児童の措置変更の検討

○　都では学童期以降の里親等委託率は特に低い状況がある。児童本人の意向や施設の役割を踏まえ、児童の最善の利益の視点に立ち、入所児童について、養育家庭への措置変更の継続的な検討が求められる。

○　措置変更に際しては、在籍児童を現に養育している施設の役割も重要であり、措置変更後の児童の生活や支援者との関係の連続性のためにも、施設の専門性をチーム養育体制に活かしていく視点が欠かせない。

○　就学前までの児童についても、乳児院の機能・役割や、乳児院を退所した児童の措置解除や措置変更の状況を踏まえて、里親等委託の取組を進めるべきである。

○　特に乳幼児期は、愛着形成やその後の成長・発達にとって重要な時期であり、代替養育を必要とする乳幼児については、できる限り早期から家庭養育の可能性を検討することが重要である。そのためには、乳児院の専門性を活かしながら、里親委託や特別養子縁組を見据えた支援を進めていく必要がある。

（4）実親の理解・同意を得るための工夫と特別養子適格の確認の申立て

○　家庭復帰や親族による養育が見込めず、里親委託や特別養子縁組による家庭養育が望ましいと考えられる児童であっても、実親の理解・同意が得られないために家庭養育への移行が進まず、施設での養育が長期化する場合がある。

○　里親委託に対して、実親が不安や抵抗感を持ち、同意を得ることが難しいケースがある。その不安を和らげ、理解・同意を得るための説明の工夫や働きかけに関する実践的なノウハウは、個々の職員の経験によるところが大きく、児童相談所の職員間や児童相談所間で必ずしも十分に共有・蓄積されているとは言えない状況がある。

○　実親の同意を得られない場合における、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立て[*10]については、慎重な判断を要することもあり、児童の最善の利益の観点から必要と考えられる事案においても、活用が進んでいない場合がある。申立ての事例が少ないため、判断や手続きに関する知見が蓄積されにくいことも一因と考えられる。

＊10　児童相談所長による特別養子適格の確認の申立て：児童福祉法第 33 条の 6 の 4 第 1 項に規定。特別養子縁組成立の第 1 段階として、児童相談所長が家庭裁判所に児童の適格性（実親の同意不必要事由や養育困難性等）の確認を求める。実親との法的調整を公的機関が先行して引き受けることで、養親候補者の負担軽減や手続きの円滑化を図ることを目的とする。

4　児童相談所におけるソーシャルワーク上の課題

（1）パーマネンシー保障のためのソーシャルワークを支える体制の確保

○　児童のパーマネンシー保障は、これまで児童相談所が行ってきた、児童や家族との関係を継続しながら家庭復帰や安定した養育環境を目指すケースワークの延長線上にある。

○　家庭から分離した時点から将来の養育の見通しを持って支援を進めるという視点を、改めて組織全体で共有する必要がある。しかし、虐待対応など緊急性の高い業務が多い中で、こうした検討を計画的に進めることが難しい場合もあり、それを支える体制には更なる充実が求められる。

○　また、パーマネンシー保障の観点からは、区市町村と連携した親子分離の予防や、家庭復帰後、１８歳以降の自立後を含む措置解除後の継続的な関わりも重要であり、分離から措置解除後までを一貫して支えるソーシャルワークの強化が必要である。

○　施設から里親委託等への措置変更に当たっては、児童本人の意向の確認、里親の受入れに向けた準備、実親の理解、施設からの円滑な引継ぎ、児童相談所と関係機関との調整など、丁寧な対応を要する事項が多い。これらを地区担当児童福祉司の個別の対応に委ねるのではなく、児童ごとの進捗を組織として確認し、方針を見直しながら進めていく仕組みを一層整えていく必要がある。

○　さらに、援助方針の検討・調整の過程においては、児童や家族が参画し、自らの意見や希望が方針に反映されていると実感できるよう、更なる工夫が求められる。

（2）児童を担当する児童相談所が里親等委託を検討・調整するための環境の整備

○　里親等委託に向けた検討・調整は、児童の状況や家族関係、これまでの支援経過を把握している、児童を担当する児童相談所（以下「子担当」という。）が中心となって進めることになる。子担当が早期の段階から家庭養育の可能性を検討し、里親を担当する児童相談所（以下「里親担当」という。）やフォスタリング機関、施設等と情報や方針を共有しながら、連携して候補家庭との調整を進められるよう、それぞれの役割分担や調整の手順について、更なる整理が求められる。

○　また、里親等委託に当たっては、子担当が候補家庭の状況など委託の検討に必要な情報を十分に把握した上で、里親担当やフォスタリング機関等の関係機関と連携しながら、児童と里親のマッチングを円滑に進められるよう、関係者間で情報を丁寧にやり取りできる環境を整えることが求められる。

○　さらに、児童相談所間や、児童相談所と里親・関係機関との間の情報のやり取りに時間を要する場合があることから、情報共有を効率化し、里親や関係職員の負担を軽減することが求められる。

第３章　里親等委託の推進に向けて（提言）

○　第１章では里親等委託の現状について、第２章では里親等委託の推進に向けて都が直面している課題について、考察した。

○　本章では、第２章の課題を踏まえ、里親等委託の推進に向けて、養育家庭等の一層の開拓、委託の促進、支援の充実等を図るため、具体的な取組案を提言する。

○　提言は、第２章の課題の構成に対応させ、次の４つの取組の方向性を柱として整理した。

１　登録家庭数の拡大、制度運営の見直し
２　里親家庭への支援の充実
３　特別養子縁組に関する取組の推進
４　ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

○　なお、一つの提言が複数の課題に関係する場合もあることから、各提言には主に関連する第２章の課題を付記するとともに、課題と提言の対応関係を別添の対応表（参考資料）に示した。

1　登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

【提言①】効果的な広報・普及啓発の実施

（関連する課題：第２章　１（１）、２（１））

> 社会における里親家庭や里親養育への理解と支援を広げるとともに、養育家庭等の登録数を拡大するため、多様な対象に向けた効果的な普及啓発を行うこと

○　養育家庭等への委託を促進するには、受入先となる養育家庭等の登録数を拡大することを主眼とした広報を行うことに加えて、里親制度について社会全体の理解と里親家庭への支援を広げる視点からの普及啓発を強化することが必要である。

○　その実施に当たっては、これまで主に働きかけの対象としていた関心の元々高い層に加えて、里親制度を認知していない層への普及啓発など、都民や関係機関等の関心度に応じて効果的に活動を展開することが重要である。

○　また、児童の年齢や状況、ケアニーズ等に応じた多様な養育者を確保するため、普及啓発活動においても、実際に委託を必要とする児童の状況を踏まえた広報内容とすることが重要である。

○　都やフォスタリング機関等は、関心を持った都民が養育家庭等における養育のイメージを理解するとともに、積極的に養育家庭等の登録を検討できるように、登録前から登録後に至るまでに関わる支援機関やその支援内容が具体的に分かるように情報発信していくことが求められる。

【提言②】親族養育の検討と親族里親・養育家庭（親族）制度の活用

（関連する課題：第２章　１（１））

> 代替養育が必要な児童について、必要な家庭が関係機関を通じて児童相談所に適切につながることができるよう親族里親・養育家庭（親族）制度を周知するとともに、その活用を十分に検討すること

○　児童一人ひとりの状況を踏まえて、児童に相応しい養育環境を確保していく上で、親族による養育についても検討する必要がある。

○　親族による養育については、児童の最善の利益の観点から検討することが重要であり、区市町村とも連携して、親族にこれまでの児童との関わりや養育状況について確認するとともに、児童の意見を丁寧に聴き意向を確認して支援を行うことが重要である。

○　そのため、親族が既に児童を養育している場合を含めて、個々のケースの状況や必要性に応じて親族里親・養育家庭（親族）制度の活用を検討できるよう、児童相談所職員や区市町村の窓口などの地域の関係機関の支援者が、制度への理解を深める必要がある。

○　あわせて、支援を必要とする親族養育の家庭が、必要に応じて関係機関を通じて児童相談所につながることができるよう、制度を分かりやすく周知することが求められる。

【提言③】施設機能を活かした里親登録や里親支援の推進

（関連する課題：第２章　１（１）、２（２）、３（１））

施設職員による里親登録を促進する仕組みの検討により、養育経験のある里親を確保するとともに、施設を運営する社会福祉法人等との連携による専門的バックアップ体制の確保を目指すこと

○　家庭養育の推進に向けて養育者の確保が求められること、ケアニーズが高い児童が増加していること、養育家庭に対する専門的・継続的なサポートの重要性が高まっていること、こうしたことを考慮した上で、新たな類型の里親の検討が必要である。

○　その試みの一つとして、乳児院や児童養護施設等の職員による里親登録を促進する仕組みについて検討を進め、施設における養育経験や専門性を有する人材を、施設との関係を保ったまま家庭養育の担い手として確保・育成していくことについて取組を進めるべきである。

○　こうした仕組みにおいては、施設を運営する社会福祉法人等が、施設の機能を活用した連携・交流により、里親家庭に対する継続的な支援及び専門的なバックアップを行うことが期待される。

○　なお、検討に際しては、専門養育家庭との役割分担や対象児童の整理なども行い、引き続き専門養育家庭の活用も図りながら、被虐待経験や発達障害等を背景として心理的・治療的ケアなど専門的な支援を必要とするケアニーズの高い児童の養育の担い手の確保・育成策を充実させることが望まれる。

【提言④】登録家庭への継続的支援と積極的なマッチングによる委託の促進

（関連する課題：第２章　１（２）、３（１））

> 里親登録後も里親家庭の状況把握や支援を継続的に行い、代替養育を必要とする児童のニーズに応じて、積極的に委託候補家庭を推薦し、児童とのマッチングに結び付くよう、関係機関と連携して取り組むこと

○　養育家庭委託候補児童となりながらマッチングに至らない児童が一定数存在することや、委託後の不調を未然に防止する観点から、マッチングが成立しなかった理由や支障となった要因を継続的に検証する必要がある。

○　また、その結果を児童相談所やフォスタリング機関等で共有し、候補児童・候補家庭に関する情報の整理、マッチングの手順、養育者への研修・支援の見直しに反映させる仕組みを構築することが求められる。

○　里親制度は、児童のための制度であることを念頭に置き、マッチングを進めるためには、まず、児童の支援ニーズや意見・意向を十分に把握することが最も重要である。

○　その上で、低年齢児を希望する里親が多い中、多様な支援ニーズに対応するため、受託可能な児童の範囲を広げ、高年齢児を受け入れられる里親を増やしていくことが必要である。

○　そのため、希望年齢については、申請時に示された意向を固定的な条件として扱うのではなく、里親の養育経験や研修受講経験、家庭状況の変化を踏まえ、継続的に意向を確認していく必要がある。

○　加えて、高年齢児の養育への理解を深める研修や、フレンドホーム等を通じて養育経験を積む機会を設けるとともに、実際の受入れに向けた不安や課題に対応できる相談・支援体制を充実させることが求められる。

○　さらに、ケアニーズが高いなどマッチングが難しい児童を養育できる養育者の育成に向けて、研修、養育経験の蓄積に加え、専門職による助言や関係機関との連携による継続的な支援を組み合わせ、候補児童と候補家庭とのマッチングにつなげることが重要である。

【提言⑤】養子縁組里親と養育家庭の二重登録の促進

（関連する課題：第２章　１（２））

代替養育が必要な児童の状況に応じて、養子縁組里親と養育家庭の二重登録を促進するとともに、きめ細かな支援を行うこと

○　養子縁組候補児童の数が限られており、縁組に至らない養子縁組里親も多い一方、養子縁組によらず代替養育を必要とする児童は多い。このことから、児童により多く家庭養育の機会を提供するため、養子縁組里親に対して養育家庭としての委託ができるよう、養子縁組里親と養育家庭の両方に登録する二重登録を行っており、今後もその促進が必要である。

○　二重登録を行うに当たっては、特別養子縁組と養育家庭では目的が異なるため、制度に対する理解を深められるよう説明を行うとともに、登録者の家庭状況や思い等を確認して進めることが求められる。

○　このため、登録相談の時点から両制度の違いや二重登録の意義を丁寧に説明し、登録後も、登録者の年齢や家庭状況、意向の変化等を踏まえ、二重登録や登録区分の切替えについて継続的に確認する必要がある。

○　既に二重登録をしている家庭には、登録者の年齢等を考慮しながら、受託を希望する児童の年齢等、条件の見直しを働きかけるなどし、養育家庭としての委託や一時保護の委託を促進することが求められる。

○　登録段階からマッチングまで一貫したきめ細かな支援を行う体制、児童についての把握と理解の共有、児童のニーズに応える環境づくりのための情報提供、社会的養育への理解の促進が必要である。

【提言⑥】フレンドホーム制度の積極活用

（関連する課題：第２章　１（２））

フレンドホーム制度と養育家庭制度を一体的に運営することで、フレンドホーム制度における交流機会の拡大を目指すとともに、里親の養育経験の蓄積や、その過程を通じたフォスタリング機関等によるアセスメントにより、養育家庭として委託可能な家庭の増加を図ること

○　フレンドホーム制度は、児童養護施設等の入所児童が家庭生活を体験するための制度である。施設養護か里親委託かに限らない多様な社会的養育の選択肢の一つとして、児童のために、積極的に活用を図ることが求められている。

○　フレンドホーム制度と養育家庭制度を一体的に運営し、養育家庭等にフレンドホームとしての活動を促すことで、児童の家庭体験や交流機会が拡大することが期待される。

○　一方、未受託の里親にとっても、フレンドホームとして児童と関わる中で養育経験を積むことができる機会となり得る。こうした経験を通じた里親の養育力をフォスタリング機関等がアセスメントし、その結果を児童相談所と共有することで、新たな委託につなげていくことが期待される。

○　フレンドホーム制度の周知及び研修体制の充実を図るとともに、家庭養育に関心を有する幅広い層へ働きかけを進め、多様な家庭養育の担い手の確保につなげるべきである。

○　なお、フレンドホーム制度は、児童のための制度であることに留意して、フレンドホームとして交流中の児童がいる家庭に、養育家庭として別の児童をマッチングする場合には、双方の児童に対して十分な配慮が必要である。

【提言⑦】ショートステイを活用した里親登録等の促進

（関連する課題：第２章　１（１）（２））

未受託の里親が協力家庭としての児童の受入れを通じて養育スキルを高めるとともに、協力家庭としての受入れ経験が里親登録につながるよう、区市町村と連携した取組を検討すること

○　里親等委託を推進するためには、未受託の里親の養育スキルを高めるとともに、里親となり得る家庭のすそ野を広げていくことが重要である。ショートステイにおける協力家庭の仕組みは、その両面に資するとともに、措置解除後も元里親が協力家庭として地域で子供や家庭を支え続けるなど、継続的な支援にもつながり得ることから、里親制度と連携させて活用していくことが求められる。

○　このため、都は未受託の里親を協力家庭として活用している区市町村の取組事例を幅広く共有していくなど、区市町村の取組を促進していくことが求められる。

○　また、里親登録をしていない協力家庭に対して、里親制度に関する情報提供や説明会・研修への参加の働きかけを行うなど、協力家庭としての受入れ経験を通じて里親に関心を持つ家庭を増やし、里親登録につなげる取組の推進について検討が求められる。

2　里親家庭への支援の充実

【提言⑧】里親支援センターの設置による里親支援の充実

（関連する課題：第２章　２（２））

> フォスタリング機関事業から里親支援センターへの移行を進め、主体的・安定的な中長期の事業運営を確保しつつ、関係機関との連携・協働体制を活かし、包括的な里親支援体制の充実・強化を目指すこと

○　里親や委託児童が安心して相談できる環境を整え、継続的かつ一貫した里親支援を提供するため、令和６年４月施行の改正児童福祉法により、里親支援センター制度が創設された。里親支援センターは、フォスタリング機関が委託事業として実施してきた里親支援事業等を、法定の社会福祉事業として実施するものである。

○　都においても、主体的・安定的な中長期の事業運営により、ソーシャルワークに必要な専門性・経験を蓄積し、専門的かつ継続的な支援体制の充実・強化を図るため、里親支援センターの設置を進めるべきである。

○　現在、フォスタリング機関事業は、乳児院又は児童養護施設を運営している社会福祉法人や、里親支援に関わる事業を実施している特定非営利活動法人への委託により実施されている。

○　乳幼児期における家庭養育の支援、高年齢児の養育や自立支援、行政との連携・協働など、それぞれの強みを活かして事業を実施しており、今後もこうした法人が持つ専門的機能を活かして里親支援センターの運営が行われることが期待される。

○　里親支援センターは、これまでフォスタリング機関が都から委託を受けて実施してきたリクルート、研修、マッチング、委託後のフォローから自立まで包括的な里親支援を担う児童福祉施設であり、里親家庭への伴走型支援や一義的窓口としての役割を引き続き着実に果たす必要がある。特に委託直後の児童には、試し行動が見られる場合があることなども踏まえて、不調を未然に防ぐ観点から、専門職による伴走支援が一層重要となる。

○　里親支援センターにおいては、里親家庭への支援を適切に行うため、児童相談所や関係機関との間で、事業の目的や内容の相互理解に基づいた役割分担の上で、支援方針を共有し、連携・協働することが重要である。そのため、里親支援センターとの情報共有や連携についての仕組みを検討する必要がある。

○　都は、児童福祉施設として運営される里親支援センターが、主体的かつ安定的な事業運営を基盤として、区市町村連携、自立支援、休日・夜間支援などの体制確保のための制度も踏まえて充実を図るとともに、専門性を蓄積し向上を図ることができるよう、必要な支援を行うべきである。

○　以上を踏まえて、チーム養育体制において、委託児童のケアニーズに応じた養育が行えるよう、里親支援センターの設置後も、支援者でもある里親と共に、児童相談所、子供家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、学校、医療機関等の関係機関が一層の連携・協働を進め、支援力を向上させていく必要がある。

○　さらに、現在フォスタリング機関が担っている養子縁組に関する支援については、里親制度を一体的に運営し、養育家庭と養子縁組里親の二重登録を促進する観点から、里親支援センターにおいて継続して実施することが望ましい。

○　このため、里親支援センターの法定業務に養子縁組に関する支援が含まれていない現状を踏まえ、都からの委託事業として実施するなど、当該支援を実施するために必要な制度上・運営上の措置を講ずるべきである。

　なお、その場合、民間あっせん機関が行う支援との役割分担に十分配慮すべきである。

【提言⑨】里親家庭の子供への支援

（関連する課題：第２章　３（２））

里親家庭における委託児童に加え、里親家庭の子供への支援をフォスタリング機関又は里親支援センターの業務として位置付けるとともに、必要な支援を実施すること

○　里親家庭においては、委託児童だけではなく里親家庭の実子も当事者であり、実子は家庭環境の変化に伴い様々な思いや悩みを抱える場合もあることから、児童相談所及び関係機関は、実子の意見や意向にも配慮することが求められる。

○　そのため、現在は明確に位置づけられていない実子への支援について、今後は、フォスタリング機関又は里親支援センターが行う里親家庭に寄り添った日常的な支援において、実子への支援を含めて業務として位置付けられることが望ましい。

○　実子のいる養育家庭等については、里親登録前の段階から実子に対しても養育や里親制度の説明を行うとともに、委託後は、委託児童や実子が、関係機関の支援員に気持ちを打ち明けられる関係性を構築しておくことが求められる。

○　既に委託児童のいる養育家庭等や養子縁組成立後の児童のいる養育家庭等において、マッチングの影響を慎重に見極めた上で他の児童を受け入れる場合にも、家庭内で生じる変化を踏まえて、既に委託されている児童や縁組成立後の児童、実子に対して、丁寧な説明と意見を聴く支援が求められる。

○　各児童の年齢・発達に応じた説明と併せて継続的に意向を確認し、支援に反映させていくことが重要である。その際、里親や実親を含む関係者が十分に話し合い、適切な時期に説明や意向確認を行うことが重要である。

【提言⑩】乳児院の専門性を活かした乳幼児の家庭養育の推進

（関連する課題：第２章　２（２）、３（３））

乳児院の機能を一層活用し、代替養育を必要とする場合の実親への説明や安心感につながる支援、里親委託に向けた交流中のアセスメント、委託後の支援、特別養子縁組となる場合の支援等を充実し、乳幼児の里親等委託を促進すること

○　児童相談所は、代替養育を必要とする乳幼児について、早期から家庭養育の可能性を検討し、里親等委託を推進することが求められる。乳児院を退所する乳幼児については、家庭養育優先原則に基づき、里親等委託を優先して検討する必要がある。

○　その際、児童相談所は、乳児院とも連携しながら、実親が安心して子供を里親に託すことができるよう話し合いを重ねて丁寧に説明するなど、実親の理解を得るように取り組む必要がある。

○　一方、乳幼児期は、愛着形成やその後の成長・発達にとって重要な時期であることを踏まえて、乳幼児期における家庭養育を推進するため、里親との交流や特別養子縁組の支援など多機能化を進める乳児院の専門性を活かした支援の充実を図ることが重要である。

○　乳児院が有する児童の支援ニーズのアセスメント機能、親子関係のアセスメント機能、里親と児童の関係構築に係るアセスメント機能などの専門性を引き続き活用し、実親・里親・養親への支援につなげていくことが求められる。

3　特別養子縁組に関する取組の推進

【提言⑪】代替養育における特別養子縁組の検討

（関連する課題：第２章　３（４））

> 家庭復帰や親族による養育が見込めない児童のパーマネンシー保障を推進するため、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立ての検討を含め、特別養子縁組の一層の活用に向けた取組を進めること

○　家庭復帰や親族による養育が見込めない児童については、パーマネンシー保障の観点から、実親との法的な親子関係が終了することを踏まえた上で、特別養子縁組を考慮する必要がある。

○　実親の同意が得られない場合であっても、児童の最善の利益の観点から必要と判断される場合は、実親に対する丁寧な説明と意向確認を尽くした上で、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立てを行うことが求められる。

○　現状では申立ての事例が少ないことから、児童の最善の利益の観点から必要と判断される事案については、今後は、申立てを行うなどして、事例を積み重ねていくことが重要である。

○　その上で、申立ての経過や確認の審判がされた事例等から得られた知見や実務上の工夫を、弁護士等の専門家の助言も得ながら、申立てを検討すべき事案の考え方や実例として整理し、全ての児童相談所で共有することにより、適切かつ円滑な申立てにつなげていくことが望ましい。

【提言⑫】縁組成立後の継続支援

（関連する課題：第２章　２（２））

縁組成立後の真実告知や生い立ちの整理などライフステージに応じた親子支援について、必要なときに利用できるよう分かりやすく周知すること

○　縁組成立後も養親子と支援機関とのつながりを保つため、利用できる支援や相談先を分かりやすく周知するとともに理解を促し、成長段階や課題の変化に応じて必要な支援につなぐ体制を整える必要がある。

○　養子縁組成立後に家庭内で課題が生じても、養親子が自ら支援を求めることをためらう場合がある。このため、希望者への相談支援にとどまらず、定期的な連絡や面談等を通じて養親子の状況を継続的に把握し、必要な支援を早期に届ける方策についても検討すべきである。

○　その上で、民間あっせん機関が有する知見も参考としながら、真実告知や生い立ちの整理に関する支援、養親・養子同士が交流できる場の確保など、養親子のライフステージに応じた支援を充実させることが重要である。

4　ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

【提言⑬】児童相談所の体制強化

（関連する課題：第２章　３（２）（３）（４）、４（１）（２））

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方を踏まえ、児童相談所において家庭養育を推進する専門の体制を強化し、親子の分離予防や施設入所児童の家庭復帰・里親等委託を推進すること

○　家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障を実現するためには、親子分離の予防から、分離された児童の家庭養育への移行、家庭復帰後の支援までを、児童相談所が組織として一貫して進めていくことが重要であり、その推進力となる体制の強化が求められる。

○　まず、児童相談所と区市町村との連携を推進し、虐待の未然防止による親子の分離予防に取り組むことが重要である。一方、既に家庭から分離されている児童については、その状況や将来の養育の見通しを継続的に把握した上で、家庭復帰、親族による養育、特別養子縁組、養育家庭への委託等の可能性を組織的に検討し、児童の意向や家族・親族との関係に十分配慮しながら、できるだけ早期に家庭養育へ移行できるようにする必要がある。

○　さらに、家庭復帰後や 18 歳以降の自立後を含む措置解除後も、児童や家庭と継続的に関わるソーシャルワークの視点を持ち、必要な支援や児童にとって大切な大人との関係が途切れることのないよう、児童相談所と区市町村、地域の関係機関が支援方針を共有し、連携して支援を行う体制を整えることが重要である。

○　こうした家庭養育への移行や家庭復帰後の支援を進めるに当たっては、児童や保護者・親族を含む家族等の参画・協力のもとで支援計画を策定し、実施することが重要である。特に、児童一人ひとりの意見が尊重され、その意向が方針に反映されていると実感できるよう取り組む必要がある。

○　また、家庭復帰や措置変更をめぐる児童の気持ちは揺れ動くものであることを踏まえ、児童に一人で判断を委ねることのないよう、意見表明等支援員等の協力も得ながら、年齢や発達に応じた説明を行い、児童の意見形成を支

えることが求められる。

○　ケースマネジメントに当たっては、児童の意向を踏まえながら、児童一人ひとりの状況に応じた支援の目標と時期の見通しを定め、進捗を定期的に確認しながら、着実に進めることが重要である。その際、状況の変化に応じて対応できるよう、別の選択肢もあらかじめ検討しておくなど、家庭養育への移行が遅れることのないよう留意する必要がある。

○　これらの取組を組織的かつ着実に進めるため、児童相談所において家庭養育を推進する専門の体制の強化を図るなどして、地区担当児童福祉司の個別の対応に委ねることなく、組織として、児童ごとの支援計画の作成、進捗状況の把握、必要に応じた方針の見直し等を行うとともに、里親担当職員やスーパーバイザー等と連携し、児童相談所全体で家庭養育を推進していくことが必要である。

　なお、こうした体制については、一部の児童相談所でモデル的に実施し、その成果を踏まえて全ての児童相談所へ展開していくことも考えられる。

○　また、児童相談所全体で円滑に検討・調整を進められるよう、家庭養育への移行に向けたフローチャートを含む検討手順を整理することが望まれる。

　あわせて、養育家庭についての理解や、実親と子供のつながりを大切にしながら養育することを伝えるリーフレット等の活用や、実親の理解を得るための説明の工夫を児童相談所間で共有することなどにより、実親の不安を和らげるソーシャルワークを展開することが望まれる。

○　加えて、体制の強化と併せて、こうした取組を実効性のあるものとするため、パーマネンシー保障についての理解の促進や援助技術の向上を図るための研修や啓発活動にも取り組むことが重要である。

【提言⑭】里親等委託の促進のための DX 推進

（関連する課題：第２章　４（２））

児童相談所間や児童相談所と里親等との情報共有・DX を推進し、円滑なマッチングや里親等の事務負担の軽減を目指すこと

○　都内全域での広域調整を円滑に行い、児童の状況に応じたきめ細かなマッチングの実現を目指すとともに、児童相談所や関係機関の職員の業務負担の軽減や、里親等の事務負担の軽減を図る視点が重要である。

○　里親担当の児童相談所と子担当の児童相談所との間で最新情報の共有に時間を要する場合があることや、里親担当から養子縁組里親への候補児童の説明方法が電話に限られていることなどについて、改善が求められる。

○　チーム養育体制の関係者が養育支援に専念できるよう、児童相談所間や児童相談所と里親等との情報共有を推進するため、一層ＤＸを推進していくべきである。

○　なお、その際、チーム養育体制の中で機関をまたがる情報のやり取りとなるため、個人情報の保護に十分配慮するとともに、里親等との直接的な関わりやアセスメントの機能を損なうことのないよう留意点を関係者間で明確に確認・共有しながら運用することが重要である。

おわりに

○　本審議会では、専門部会において、令和７年７月から９回にわたり、「里親等委託の推進について」をテーマに、「登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」「里親家庭への支援の充実」「特別養子縁組に関する取組の推進」「ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」の各取組について議論を重ね、本提言を取りまとめた。

○　里親等委託の推進に当たっては、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方を踏まえ、子供の最善の利益の観点を最優先に、一人ひとりの子供の状況や意向に応じた、安定した養育環境を確保すること、子供のニーズに応えることのできる養育を関係機関や地域の社会資源と連携しながら構築していくことが重要である。

○　また、施策の検討及び実施に当たっては、当事者である子供の意見を丁寧に聴き、その思いや願いを尊重するとともに、実親の意向についても十分に配慮しながら取組を進めていくことが求められる。

　あわせて、委託児童のみならず、里親家庭の実子を含む当事者の意見を丁寧に聴き、今後の施策や支援の充実につなげていくことが求められる。

　今後の施策や制度の検討に当たっても、子供の意見を丁寧に聴き、その視点を生かしながら施策に反映していくことが重要である。

○　こうした取組を進めるためには、児童相談所やフォスタリング機関、施設、里親、ファミリーホーム等の多様な関係者が、それぞれの専門性や特長、役割を生かしながら相互に連携し、子供にとって最も適切な養育環境を実現していくことが求められる。

○　里親は、子供の日々の養育を担う存在として、チーム養育において重要な役割を果たしており、その役割について関係者の理解を深めながら協働を進めていくことが望まれる。

　あわせて、こうした役割を担う里親が安心して養育を継続できるよう、必要な支援体制の充実を図っていくことも重要である。

○　代替養育を検討するに当たっては、親族、地域、学校、友人その他の子供がこれまで築いてきた人とのつながりや生活環境の連続性にも十分配慮し、安心して

成長できる環境を確保していくことが求められる。

○　また、里親委託中の児童に対し、本人の意向を尊重した上で、チーム養育体制の中で関係機関が連携し、実親や親族との交流の維持や、家庭復帰支援を進めるとともに、里親と実親が協力して児童を支える関係の構築を図ることについても継続的に検討していくことが求められる。

○　最後に、第３章で具体的な取組の提言に至らなかった事項について触れたい。

まず、共働き家庭における養育と仕事の両立や、大都市の住宅事情などの課題に対して、解決するための具体的な取組を示すまでには至っていないが、里親家庭を取り巻く環境面や経済面の課題について、中長期的な視点から継続的に検討していくことが望まれる。

また、里親支援センターについては、事業実施状況を見ながら、人材の確保・定着・育成の視点を含め、機能を充実させ専門性を高める方向で、制度や運営について引き続き工夫や検討を重ねていくことが求められる。

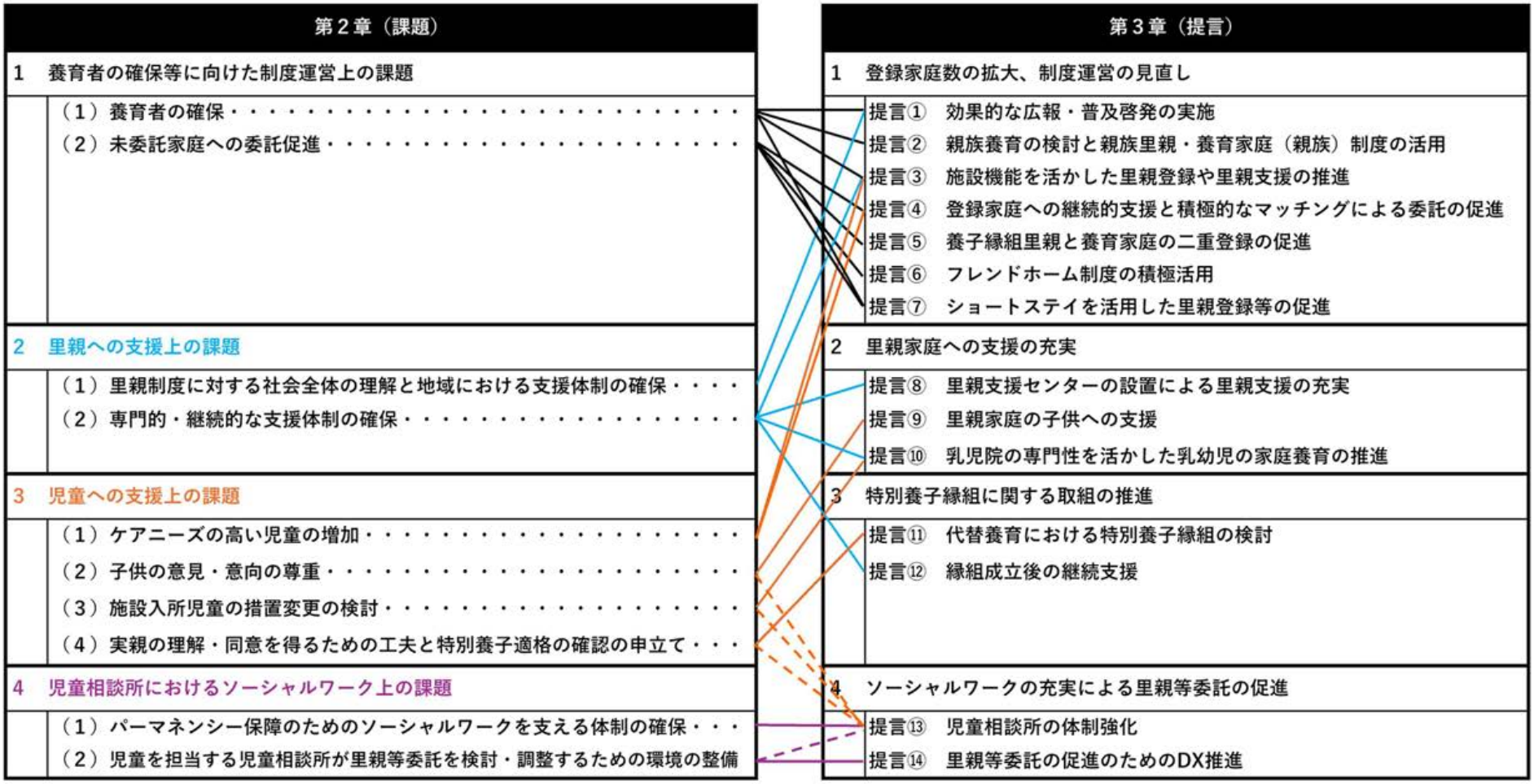
これらの事項は、第３章に示した提言と併せて、都として継続的に検討していくべき課題である。

○　東京都においては、本提言の趣旨を踏まえ、本提言に示した取組が着実に実施され、里親等委託の取組が一層推進されることを期待する。

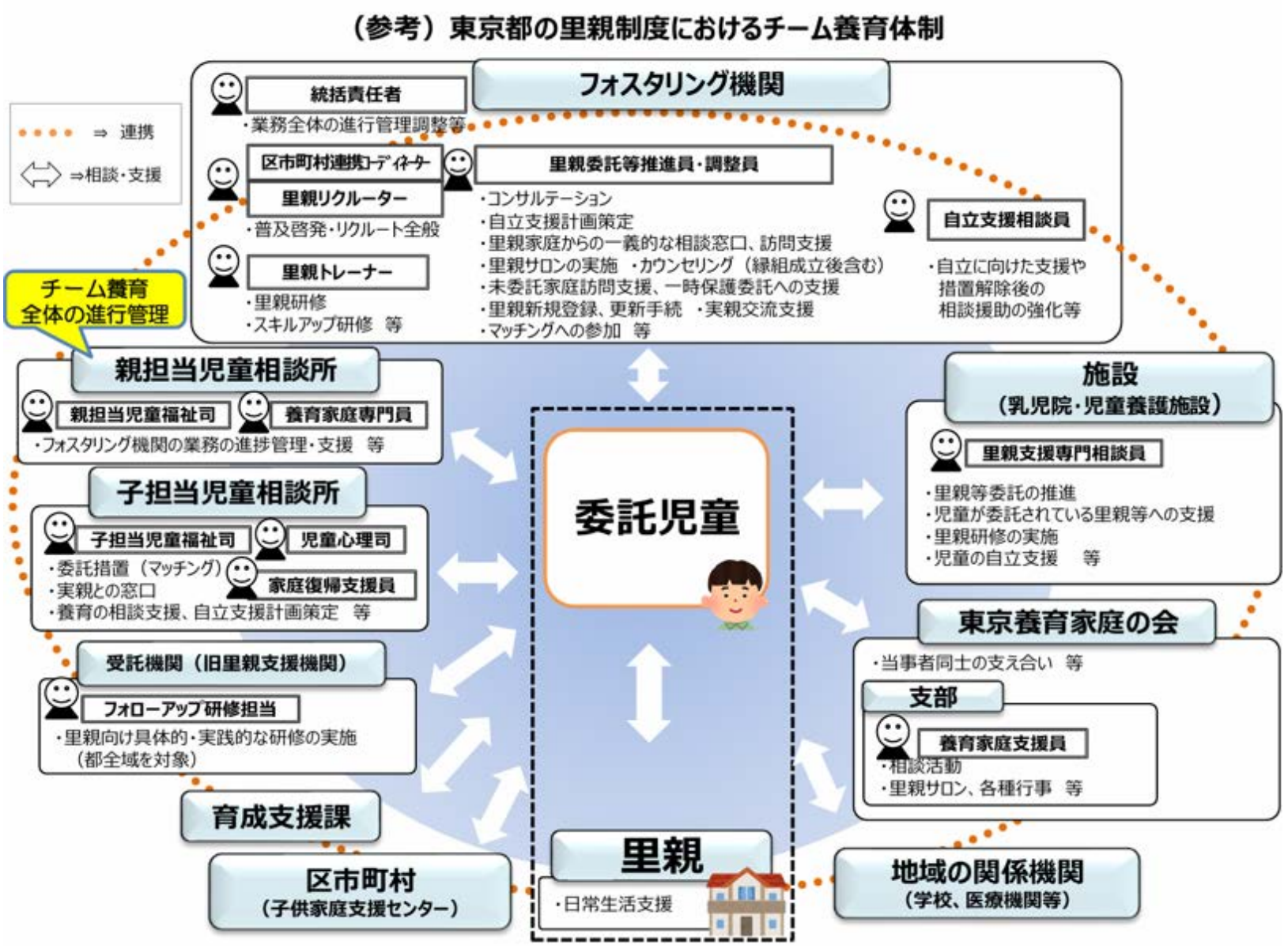
参　考　資　料

里親等委託の推進について（最終提言）　第２章（課題）と第３章（提言）の対応関係

参考資料



（参考）東京都の里親制度におけるチーム養育体制



委員名簿

○ 委員名簿（令和８年１１月２日現在）

※敬称略、委員、臨時委員ごとに五十音順

区分	氏名	現職
委員	青木　克德	(区長会代表)葛飾区長
委員	秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック院長
委員	朝比奈　和茂	弁護士
委員	石森　博行	弁護士
委員	泉谷　朋子	聖隷クリストファー大学社会福祉学部准教授
委員	牛島　希	（都民公募）
委員長	大竹　智	立正大学社会福祉学部教授
委員	掛川　亜季	弁護士
委員	加藤　尚子	明治大学文学部専任教授
委員	鎌倉　道子	社会福祉法人聖オディリアホーム聖オディリアホーム乳児院施設長
委員	亀岡　保夫	公認会計士
委員	川松　亮	明星大学人文学部常勤教授
委員	菊地　祐子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ医師
委員	慶野　英里名	（都民公募）
委員	佐賀　豪	弁護士
委員	首里　京子	公益社団法人東京都医師会理事
副委員長	新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
委員	須江　泰子	日本社会事業大学専門職大学院准教授
委員	髙橋　朝子	社会福祉法人六踏園　品川景徳学園施設長
委員	田中　哲	社会福祉法人子どもの虐待防止センター子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長
委員	常安　雅彦	東京都民生児童委員連合会副会長
委員	仲　真紀子	国立研究開発法人理化学研究所 理事長特別補佐
委員	中板　育美	武蔵野大学看護学部教授
委員	永島　恵子	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター前理事長
委員	中村　仁志	弁護士
委員	馬場　望	弁護士
委員	広瀬　由紀	共立女子大学家政学部教授
委員	益田　早苗	帝京平成大学非常勤講師
委員	松原　直己	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター小児科医長
委員	山屋　春恵	常葉大学保育学部准教授
委員	横堀　昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授
委員	米原　立将	流通経済大学共創社会学部准教授
委員	米山　明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団全国療育相談センター顧問
委員	和地　仁美	（市長会代表）東大和市長
臨時委員	岩田　祐一郎	社会福祉法人東京育成園里親支援センターともがきセンター長
臨時委員	四条　千賀子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事
臨時委員	長田　淳子	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院院長
臨時委員	林　浩康	日本女子大学人間社会学部教授
臨時委員	堀口　美和	港区児童相談所相談援助担当課長
臨時委員	渡辺　睦美	ＮＰＯ法人全国子どもアドボカシー協議会専務理事

○ 退任された委員（役職は在任中のもの）

氏名	現職	在任期間
関野　たかなり	東京都議会厚生委員会委員長	R6.12.5～R7.7.22
川上　一恵	公益社団法人東京都医師会理事	H31.1.9～R7.7.30
小林　隆猛	東京都民生児童委員連合会副会長	R5.3.8～R8.1.9
矢藤　誠慈郎	和洋女子大学人文学部教授	R7.1.15～R8.3.19
浜中　のりかた	東京都議会厚生委員会委員長	R7.11.15～R8.10.8

○ 専門部会委員名簿

※敬称略、五十音順

	氏名	現職	
部会長	横堀　昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	
副部会長	新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	
委　員	岩田　祐一郎	社会福祉法人東京育成園里親支援センターともがきセンター長	（第6回から）
	牛島　希	公募委員	
	慶野　英里名	公募委員	
	四条　千賀子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事	
	髙橋　朝子	社会福祉法人六踏園品川景徳学園施設長	（第4回から）
	長田　淳子	社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院院長	
	中村 仁志	弁護士	
	林　浩 康	日本女子大学人間社会学部教授	
	堀口　美和	港区児童相談所相談援助担当課長	
	渡辺　睦美	ＮＰＯ法人全国子どもアドボカシー協議会専務理事	
オブザーバー	大竹　智	立正大学社会福祉学部教授	

審議経過

開催日	会議	審議内容
令和７年6月２６日	第２回本委員会	○専門部会の設置について
令和７年７月１４日	第１回専門部会	○里親等委託の推進について （現状、課題、論点案）
令和７年８月２６日	第２回専門部会	○取組事項ごとの検討（取組１）
令和７年９月８日	第３回専門部会	○取組事項ごとの検討（取組２～取組４）
令和７年１０月９日	第４回専門部会	○取組事項ごとの検討（取組１～取組４）
令和７年１２月１日	第５回専門部会	○中間報告（案）について
令和８年１月２２日	第４回本委員会	○里親等委託の推進について（中間報告（案））
令和８年１月２７日	－	○里親等委託の推進について（中間報告）
令和８年５月２５日	第６回専門部会	○フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営について ○里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携について ○家庭養育推進に向けた施策・具体的取組について
令和８年７月２７日	第７回専門部会	○フォスタリング機関事業から里親支援センターへの移行について ○里親制度の普及啓発について
令和８年９月７日	第８回専門部会	○里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携（修正案）について ○養育家庭及び養子縁組里親とのマッチングについて ○児童相談所の体制強化に伴うソーシャルワークの強化について ○最終提言　骨子案について
令和８年１０月５日	第９回専門部会	○最終提言（原案）について
令和８年１１月２日	第６回本委員会	○最終提言（案）について